

マージン率等に係る情報提供

株式会社西日本建技

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき下記の情報を提供します。

対象期間：2018/10/1～2019/9/30

1	派遣労働者数	
	2020.6.1時点	4人
2	派遣労働者の役務の提供を受けた者の数(事業所数)	
	2020.6.1時点	3社
3	労働者派遣に関する料金の平均額	
	1日当たりの料金額(8時間労働として計算)	40,390円
4	派遣労働者の賃金の額の平均額	
	1日当たりの料金額(8時間労働として計算)	24,562円
5	マージン率	
	小数点以下一位未満四捨五入	39.2%
	※ 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	
	※ 弊社マージン部分については社会保険料、福利厚生費、販管費等が含まれます。	
6	労使協定(労働者派遣法第30条の4第1項)	
	労使協定を締結しているか否かの別	締結している
	当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
	当該労使協定の有効期間の終期	令和4年3月31日
7	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	
	キャリアコンサルティング相談窓口	営業部

<教育訓練内容>

種別	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給
新規採用者教育	新規採用者	OFF-JT	無	有
積算講習	派遣中	OJT	無	有
リーダー研修	派遣中	OFF-JT	無	有

## マージン率等に係る情報提供

株式会社西日本建技 福岡支店

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に基づき下記の情報を提供します。

1. 派遣労働者数

2020.6.1 時点	109 人
-------------	-------

2. 派遣先事業所数

2020.6.1 時点	24 事業所
-------------	--------

3. 労働者派遣に関する料金の平均額

1日当たりの料金額(8時間労働として計算) 2019.4.1~2019.9.30	42,945 円
--	----------

4. 派遣労働者の賃金の額の平均額

1日当たりの料金額(8時間労働として計算) 2019.4.1~2019.9.30	20,316 円
--	----------

5. マージン率

小数点以下一位未満四捨五入 (2019.4.1~2019.9.30)	53%
------------------------------------	-----

※労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

※弊社マージン部分については社会保険料、福利厚生費、販管費等が含まれます

6. 労使協定 (労働者派遣法第30条の4第1項)

労使協定を締結しているか否かの別	締結している
当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
当該労使協定の有効期間の終期	令和4年3月31日

7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口	営業部長
------------------	------

<教育訓練内容>

種別	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給
新規採用者研修	雇入時	OJT	無	有
CAD・PC研修	派遣中	OJT	無	有
土木・積算研修	派遣中	OJT	無	有
現場技術新工法等研修会	雇入時	OFF-JT	無	有